

市会議案第20号

インボイス制度の実施の中止を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年12月20日提出

吹田市議会議員 山根 建人

同 玉井美樹子

同 益田 洋平

同 村口久美子

同 柿原 真生

同 塩見みゆき

同 竹村 博之

インボイス制度の実施の中止を求める意見書（案）

コロナ禍やウクライナ危機による物価上昇等の影響もあり、日本経済が低迷する中で、2023年（令和5年）10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始される。

同制度の実施により、事業者が消費税の仕入税額控除を受けるには、仕入れ先の事業者が発行する品目ごとに税率や税額を記載した請求書等が必要となる。現在、年間売上げが1,000万円以下の事業者等は消費税の納税が免除されているが、制度実施後は、免税事業者はインボイス（適格請求書）を発行できないため、仕入税額控除を利用したい企業が免税事業者との取引を敬遠するリスク等も指摘されている。また、同制度によって、新たに2,480億円程度の消費税増収になると財務省が試算しているように、実施することで消費者の負担増加を招くこととなる。

このように、同制度により中小事業者やフリーランスに対する取引からの除外、また、取引価格の引下げなどを誘発するおそれがあるが、そのような事態を避けるために、現在の免税事業者が同制度に登録することとなれば、当該事業者の事務と消費税負担が増加することにもつながり、更なる倒産、廃業の引き金となりかねない。

また、シルバー人材センターについても、同センターの会員は免税事業者であるため、各自が課税事業者となりインボイスを発行しなければ、会員への配分金に含まれる消費税の仕入税額控除が行えず、それに相当する税額を新たに負担しなければならない。しかし、同センターは公益法人であるため、収支相償が原則であり、この新たな負担のための財源はない。そのため、同制度の実施の見直しなどを求める意見書が多数の地方議会で採択されている。

また、地方自治体においても、同制度への対応が求められているが、システムや機器の改修等に膨大なコストが掛かり、自治体の業務の効率化や財政健全化にも逆行しかねない。

同制度については業界団体や税理士団体なども中止、凍結を求めており、2023年（令和5年）10月に同制度の開始を強行すれば、大きな社会的混乱を生み出すことになる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、インボイス制度の実施を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

吹 田 市 議 会